平成２５年（フ）第２６８号
横浜市南区榎町２丁目60番地４　カネダビル401
債務者　石川　英子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８４号
岡山市北区大元１丁目８番20号　大森ビル301
債務者　上村　裕二
1　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２号
静岡市葵区新通１丁目１番24号　石部アパート３号、旧住所静岡市葵区清閑町10番２号　レジデンス水鳥305
債務者　岩崎　博行
1　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７８号
静岡県御前崎市白羽1108番地の１　サンコーポラス２―506
債務者　木村千恵美
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８９号
静岡市清水区南矢部659番地の３　パレーシャル南矢部Ａ―６
債務者　望月　友則
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９０号
静岡市清水区南矢部659番地の３　パレーシャル南矢部Ａ―６
債務者　望月　恵子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７７号
静岡市葵区北安東５丁目25番８号　メルセジュール101号
債務者　望月ゆかり
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６号
長野県小諸市大字加増159番地12　サンハイツ峯102号
債務者　來栖　邦夫
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月22日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第６０３号
大阪府門真市新橋町16番５号　グレイス辻本403号
債務者　中平　眞希
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６６７号
大阪府八尾市長池町５丁目６番地の27
債務者　中村　　清
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７３３号
大阪市浪速区戎本町２丁目10番２―405号
債務者　老伽　泰子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８５１号
大阪市住之江区西住之江３丁目８番４号、前住所大阪市住之江区安立１丁目11番14号
債務者　友安　清尊
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５号
沖縄県沖縄市美里５丁目２番３号　松本組アパート103号
債務者　稲嶺　　忍
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１８号
沖縄県沖縄市安慶田３丁目１番10号
債務者　高江洲昌也
1　決定年月日時　平成25年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第３４号
北海道帯広市西８条北５丁目４番地５
債務者　東原みちよ
1　決定年月日時　平成25年３月４日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係